

絶え間ない改革という 「現実」のはざままで

荻原 克男

この『教育経営研究』が1994年に創刊されてから13年の歳月が流れた。振り返ってみると、本誌創刊の時期は、日本の教育界が大きな改革状況へと雪崩を打つように移行することになる、その始期に当たっていたことがわかる。本誌の巻頭言を通覧してみても、最初の2年間を除けば、毎号、何らかの形で教育改革、社会変革への言及がなされている。つまり、この間ずっと途切れることなく「改革」状況が続いているということである（ちなみに、「最初の2年間を除けば」ということは、1990年代後半から改革が顕在化してきたことを示すが、これは教育政策史的な知見ともよく符合する）。

この巻頭言もまた、上記の状況を（遺憾ながら）踏襲するものとならざるをえない。この1年間でのもっとも大きな改革といえば教育基本法の改正だろう。戦後約60年間、一度も手をつけられることのなかった教育基本法がついに変更されることとなった（2006年12月）。翌年には、憲法改正を見越した、日本国憲法の改正手続きに関する法律（いわゆる国民投票法）も制定された（2007年5月）。憲法と教育基本法は、敗戦という未曾有の国民的経験を踏まえて、平和な戦後社会の建設をめざすという共通の理念のもとに制定された。「憲法・教育基本法体制」という呼称があるほど、その結びつきは緊密なものとなってきた。この間の一連の改革は、こうした「戦後」的文脈とそこから生まれた価値理念を時代にそぐわない遺物とみなすもので、まさに安倍政権の掲げる「戦後レジーム（体制）からの脱却」をよく象徴するものである。

「戦後」から脱却するとして、では、われわれは新たにどのような社会をめざそうとするのか。それが、十分議論されているようには思えない。あいつぐ改革状況に対して、それぞれの持ち場のなかで誰もが、その時点で最善の、あるいは少なくとも最悪ではない、と思われる対応をとってきたはずである（発言する、具体化する、とりあえずこなす、抵抗する、期待を抱く、疑問を抱く、等々）。しかし、こうしたその時々への対応の累積を少し長いスパンで並べてみたとき、それがどのような軌跡を描くことになっているか。10年前の見解、5年前に抱い

ていた感触は、いまもそのままか、それとも大きく変わったのか。次々と変わりゆく「現実」を前にして、判断の基準がそれと気づかぬままブレて、蛇行しているということはないか。

この間の教育基本法改正論議の過程で、その是非や功罪について学校現場で語られるということはほとんどなかったと思われる。矢継ぎ早の改革、続出する課題への対応で現場は手一杯であり、そんなこと考えている余裕などないというのが実態といえようか。

絶え間ない改革という「現実」に忙殺されて、本当はそこできちんと考え、行動を選ばなければならない問題を棚上げし、先送りしているのではないか。近年、そんな風を感じる機会が増えた。もっとも、こういう危機感を意識しているうちはまだマシで、そのうちに「またか」と改革慣れしてしまうことがもっとも恐い。そのような「現実」主義に陥らないために、どうすべきか。それがいま歴史のなかで試されていると思う。

おぎわら・よしお／上越教育大学，上越教育経営研究会会長